3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(79)
［(1)～(6)　略］
第２【保証会社以外の会社の情報】(80)
［１～３　略］
第３【指数等の情報】(81)
［１・２　略］
第四部【特別情報】
第１【最近の財務諸表】(82)
［１～４　略］
第２【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(83)
［１～４　略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｅ　略］
ｆ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項又は第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
ｇ　［略］
［(2)～(7)　略］
(8)　新規発行株式
［ａ～ｃ　略］
ｄ　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。
［(a)・(b)　略］
(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
［(d)～(f)　略］
［ｅ～ｉ　略］
［(9)～(11)　略］
(12)　新規発行新株予約権証券
［ａ～ｈ　略］
ｉ　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)ｄ(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(80)
［(1)～(6)　同左］
第２【保証会社以外の会社の情報】(81)
［１～３　同左］
第３【指数等の情報】(82)
［１・２　同左］
第四部【特別情報】
第１【最近の財務諸表】(83)
［１～４　同左］
第２【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(84)
［１～４　同左］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｅ　同左］
ｆ　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
ｇ　［同左］
［(2)～(7)　同左］
(8)　新規発行株式
［ａ～ｃ　同左］
ｄ　［同左］
［(a)・(b)　同左］
(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下ｄにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
［(d)～(f)　同左］
［ｅ～ｉ　同左］
［(9)～(11)　同左］
(12)　新規発行新株予約権証券
［ａ～ｈ　同左］
ｉ　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)のｄの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。